## 特定個人情報保護評価における第三者点検チェック表

特定個人情報保護評価における第三者点検 チェック表

評価書名 住民基本台帳に関する事務

記載箇所	点検No.	点検項目	概要等(変更点を主に記載)	変更の有無	チェック
適合性	1	しきい値判断に誤りはないか。	・全項目評価の要件は、対象人数30万以上。 ・評価書 I -1-③(P3)に記載。	_	
	2	適切な実施主体が実施しているか。	・地方公共団体の長である川口市長が実施。 ・評価書表紙(P1)に記載。		
	3	公表しない部分は適切な範囲か。	非公表部分はない。	_	
	4	適切な時期に実施しているか。	ガバメントクラウドへの副本データ移行前に 実施。	あり	
		適切な方法で広く住民等の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	・パブリックコメントを実施(30日間)。 ・評価書VI-2-①~⑤(P67)に記載。	あり	
	6	特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価 書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	事務の実態に基づき各項目を検討・記載した (評価書VI「3.第三者点検ー③結果(P67)」 は審議会の結果を受け記載)。	あり	
妥当性	7	記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	事務の担当課及びシステムの担当課において、それぞれの範囲でリスク軽減措置を評価書Ⅲ(P43~64)により検討した。	あり	
	8	特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	評価書 I 一別添1 (P11~14)に事務の内容 及び特定個人情報の流れを記載。	あり	
		特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の 事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づ き、特定しているか。	評価書皿(P43~64)内に記載。 P49、P50がガバメントクラウド移行による追記 箇所。	あり	
	10	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	評価書皿(P43~64)内に記載。 P49、P50がガバメントクラウド移行による追記 箇所。	あり	
	11	記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の 侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	評価書Ⅲ(P43~64)内に記載。特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則したもの(P49、P50がガバメントクラウド移行による追記箇所)。	あり	
	12	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	住民の信頼確保のため、評価書表紙(P1)において、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するため適切な措置を講じていることを宣言している。	_	